

令和6年度

スポーツ団体活動支援事業実施要綱

目的 各種障害者スポーツ団体に練習等の会場を提供することをもって、地域で行われている障害者スポーツ活動を支援することにより、広く市内の障害者スポーツの振興を図ることを目的とする。

主催 川崎市障害者スポーツ協会

後援 公益財団法人川崎市身体障害者協会

開催期間 令和6年4月～令和7年3月

会場 川崎市等々力陸上競技場 等

内容 会場（グラウンド等スポーツ施設）を確保し、団体登録、利用決定をした障害者スポーツ団体へ練習等の開催場所として会場を提供する事業。

申込要件 次の全ての要件を満たすもの

1. 川崎市内で活動する障害者スポーツに関する活動を行う団体（市内の特別支援学校等でスポーツを行う部活動等も含む）、及び日本パラリンピック委員会加盟競技団体が指定する強化指定選手等で構成する団体。
2. 川崎市障害者スポーツ協会宛団体登録申請を行い承諾された団体。

登録方法 団体登録申請書、団体の名簿及び概要を提出し、川崎市障害者スポーツ協会の承諾をもって団体登録とする。

利用申込 原則として利用日の1カ月前までに利用申込書を提出する。

利用決定 原則として、申し込みのあった全ての登録団体の利用を認めることとする。
ただし、スペースの都合や安全面を考慮した結果、必要に応じ選考を行い、利用団体を決定する。

その他

- (1) 利用当日の傷害保険に関しては、利用団体で加入すること。
- (2) 自己の都合により利用を見合わせる場合には、原則1週間前までに川崎市障害者スポーツ協会に報告すること（荒天等による場合は、後日報告）。
- (3) 利用当日は、使用施設が求める手続きを行い、使用すること。諸室、競技用具等の使用に関しては事前に川崎市障害者スポーツ協会宛に申し出て許可を得てから使用すること。また、使用後は必ず原状復帰した後退出すること。
- (4) 同一会場内で複数の団体が同時に活動を行う事がある為、当日の利用団体間で使用方法について調整するなど特に安全に留意しながら使用すること。また、落雷等天候急変時の対応についても安全に十分留意すること。
- (5) 利用後速やかに、利用実績報告書を川崎市障害者スポーツ協会に提出すること。